

鳥取県いじめ対応マニュアル

いじめの重大事態から学ぶ

もくじ

- 【1】全国のいじめの重大事態から学ぶ
- 【2】いじめの発見から解決までの基本的な対応
- 【3】当事者等からの聴き取り・対応のポイント
- 【4】いじめ対応を円滑にすすめるためのポイント
- 【5】いじめが起きているときに見られるサイン
- 【6】ネット上のいじめへの対応
- 【7】特に配慮が必要な児童生徒への対応
- 【8】学校が行うべき早期発見の手立て
- 【9】「SOSの出し方教育」の推進
- 【10】日頃から学校が保護者に対して行うべきこと
- 【11】教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携
- 【12】重大事態の対応についての理解
- 【13】いじめの可能性がある自死及び自死が疑われる死亡事案発生時の対応
- 【14】いじめを原因とする不登校重大事態に係る調査の指針(概要)
～参考資料～
いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト
(公立学校)(私立・公立大学附属・株立学校)
- ＜引用・参考文献等＞

令和6年4月改訂

鳥取県教育委員会

はじめに

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行、その後、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。本県においては、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年7月に改定し、いじめの防止のための方針と組織体制づくり、未然防止・早期発見・早期対応の取組、重大事態への対処等を示しました。

しかし全国ではいまだに自死につながるいじめの重大事態が発生し、その調査委員会で、学校の支援体制や教員の対応の不十分さが指摘されており、その反省を教育委員会や学校現場等で生かしていくかなくてはなりません。

そこで、過去の重大事態等の事例から対応策を検証し、学校等での具体的な対応方法を示した「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態から学ぶ』」を令和元年9月に作成しました。

この度、いじめの重大事態に関するを中心改訂しましたので、初期の段階から適切に対応し、重篤な状態になるいじめの早期防止を図るとともに、重大事態が発生した場合に的確に対処していくように、学校におけるいじめの対応について確認するとともに、校内研修等で積極的に活用してもらいたいと思います。

「いじめ防止対策推進法」によるいじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【1】全国のいじめの重大事態から学ぶ

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例1》 中学2年男子生徒 いじめ自死事例

※他県第三者調査委員会報告書を基に作成

いじめアンケートで「冷やかしや悪口、無視される」「物を投げられる」などと回答。学校は、男子生徒に対する一連の行為を「トラブル」と判断し、「トラブルはその都度指導して解消した。」「お互いに悪口を言い合う状態で、双方を指導して解消していた。」と報告。

男子生徒が日頃からされていたこと

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○体育の時間に肩を押された | ○給食準備中、教科書を投げられた |
| ○走り幅跳びのまねをやれと言われた | ○机に頭を押さえられた |
| ○ゲーム「太鼓の達人」のまねをさせられた | ○自習時間に消しゴムをぶつけられた |
| ○朝会時に列に入れないようにされた | ○掃除時にほうきをぶつけられた |

1年時の担任との生活ノートのやりとり

生徒「なぐられたり、けられたり、首しめられたりします」
担任「それは大変、いつ?? 解決したの?」

生徒「解決していません」
担任「(空白。生徒の記述に二重丸をつける)」

生徒「先生にはいじめの多い人の名前をおしえましょう。もうげんかいです」
担任「上から目線ですね」



2年時の担任との生活ノートのやりとり

生徒「ボクがいつ消えるかはわかりません。(略)もう死ぬ場所は決まっています」
担任「明日からの研修たのしみましょうね」



その後、男子生徒は自死。事件後「くさい」「ばか」といった男子生徒に対するいじめが確認され、「いじめ事案が自死の一因であった」とされた。



自死直前の学校の指導の経過(概要)

11月

- 6日（月） 友人2人とともに相談員に「11月に入り数回金銭を強要された」と相談
- 7日（火） 相談員は、校長と学年主任に報告 →市教委の教員研修のため対応できず
- 8日（水） 学年主任は、2年の各担任に報告し、事情を聞く
被害生徒から「以前も金銭要求があった」と訴えがあり、
学年主任は「また要求されたら先生や親に申し出るように」と助言
- 9日（木） 金銭を強要していた加害生徒が欠席、事情を聞けず
- 10日（金） 学年主任・担任が出張のため、加害生徒から事情を聞けず
加害生徒は、教室前の廊下で再び金銭要求
- 11日（土） 被害生徒は、母親に金銭要求のことを打ち明けるとともに
「学校の先生に相談しているから大丈夫」と伝える
- 12日（日） 隣の祖父母宅で昼食（特に変わった様子なし）を取ったのち
午後2時頃から行方がわからなくなる
午後7時半、祖父母宅の納屋で自死、遺書なし
- 13日（月） 学校は、この日に加害生徒から事情を聞き、指導する予定であった
朝、学年主任らが加害生徒と面談、金銭要求の事実を認める
夜の臨時PTA集会で「今後の対応に関する十分な学校の方針が出され
ず、親は動揺」 → 県はスクールカウンセラー2人を中学校に派遣



第三者委員会からの指摘事項(概要)

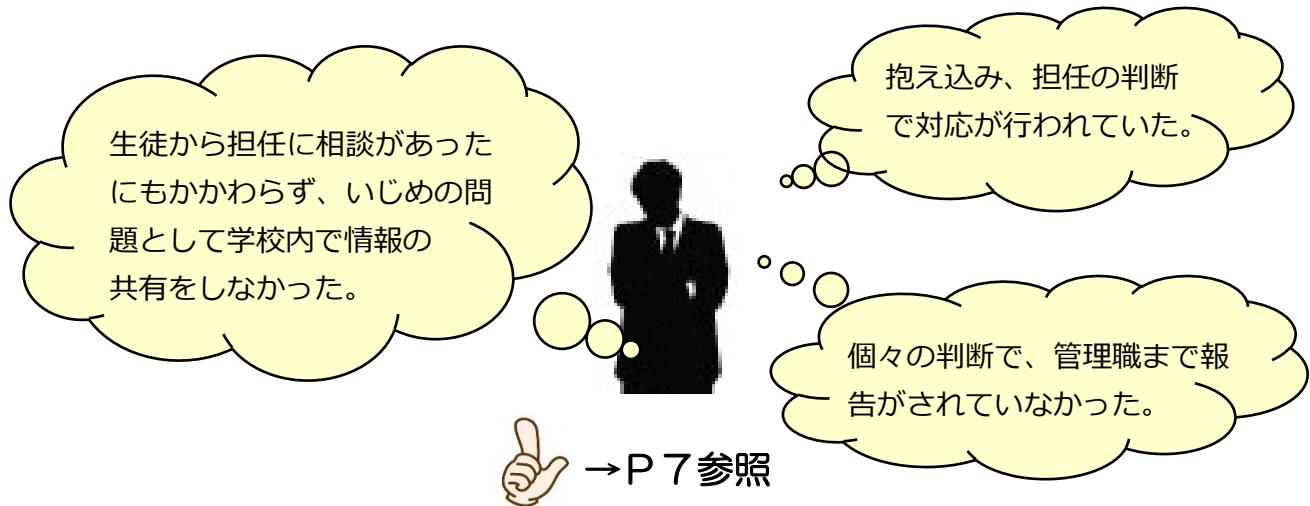
事 項	当該事案における学校等の対応 ※第三者調査委員会報告書を基に作成
学校いじめ 基本方針	・学校のいじめ基本方針について、教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に沿った取組ができていなかった。
未然防止・ 早期発見	・生徒が発するSOSを教職員間で共有できなかった。 ・いじめ等に関わる教育委員会からの資料は、担当者に回覧されていたが、他の教職員に周知・徹底されていなかった。研修が不十分だった。
組織的対応	・学校いじめ対策組織はあったが、いじめ防止の取組を協議・確認する場としては機能していなかった。(情報共有、協議すべき内容が明確でなく、学年での対応が主であった) ・担任の経験や感覚に頼り、複数の教職員の目で生徒を捉え、生徒の理解を深めることができていなかった。(普段の姿と訴えのギャップの理解)
いじめへの 対処	・学校は、生徒間のトラブルを、からかい等と捉え、いじめと認知できなかった。 ・重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・「いじめは絶対してはならない」などの規範意識を徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。

どうすれば、このような事態を防ぐことができたの

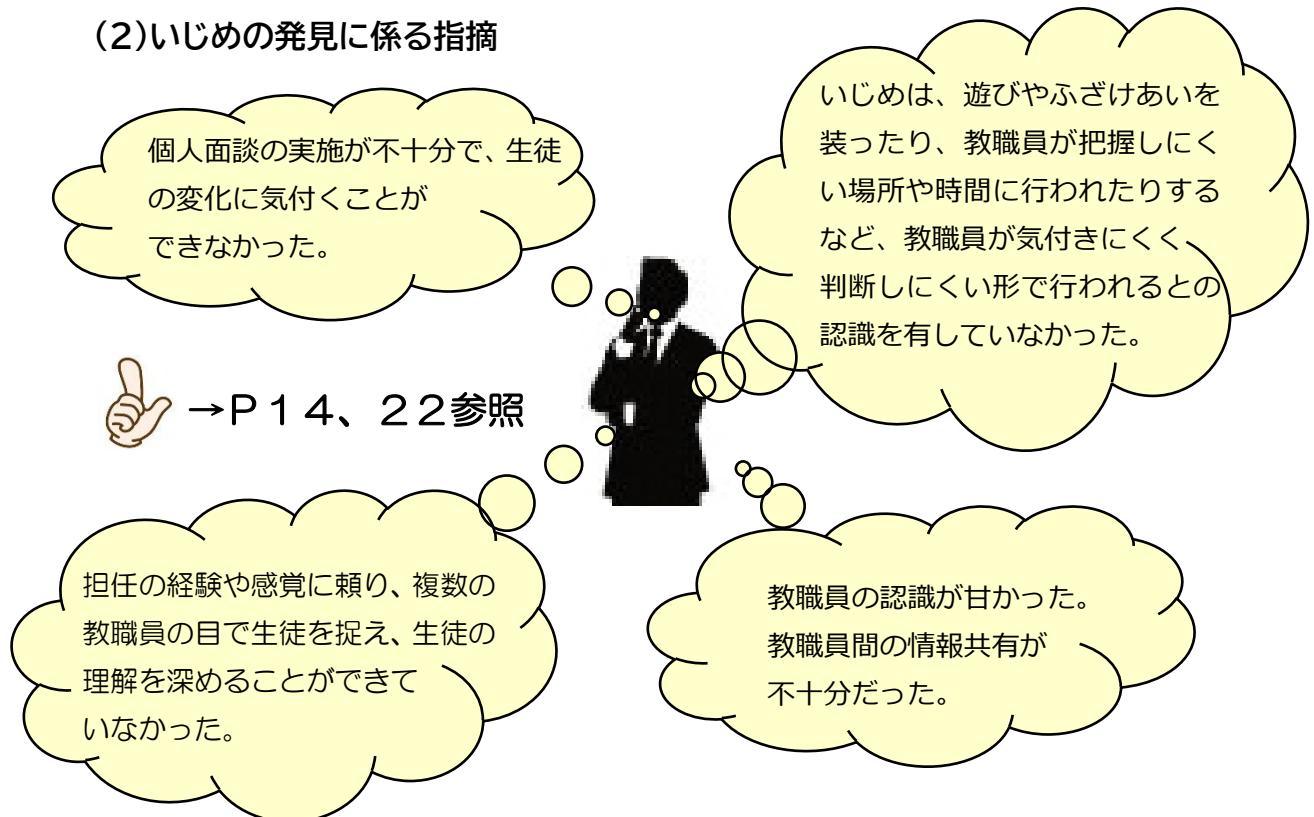
2 いじめ自死事例の第三者調査委員会で学校が問われた対応

いじめ自死事例につながった学校の対応の不十分さ、すなわち管理職の組織体制づくりの問題点が多く指摘されています。

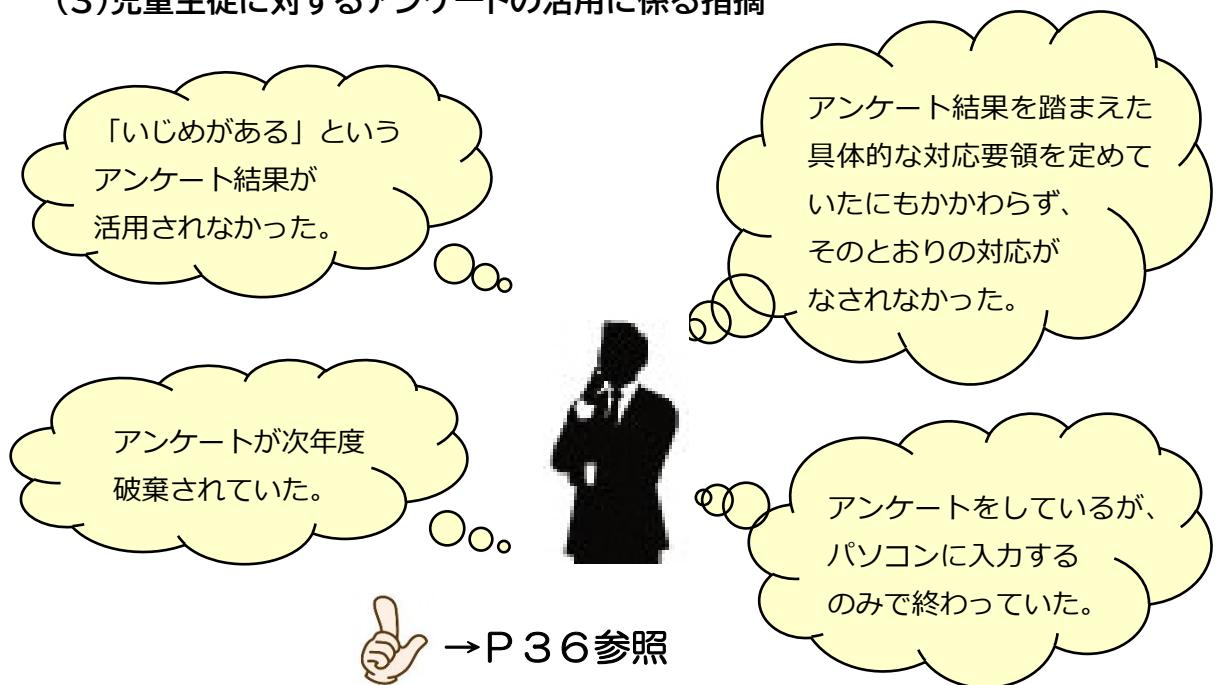
(1)学校内の情報の共有に係る指摘



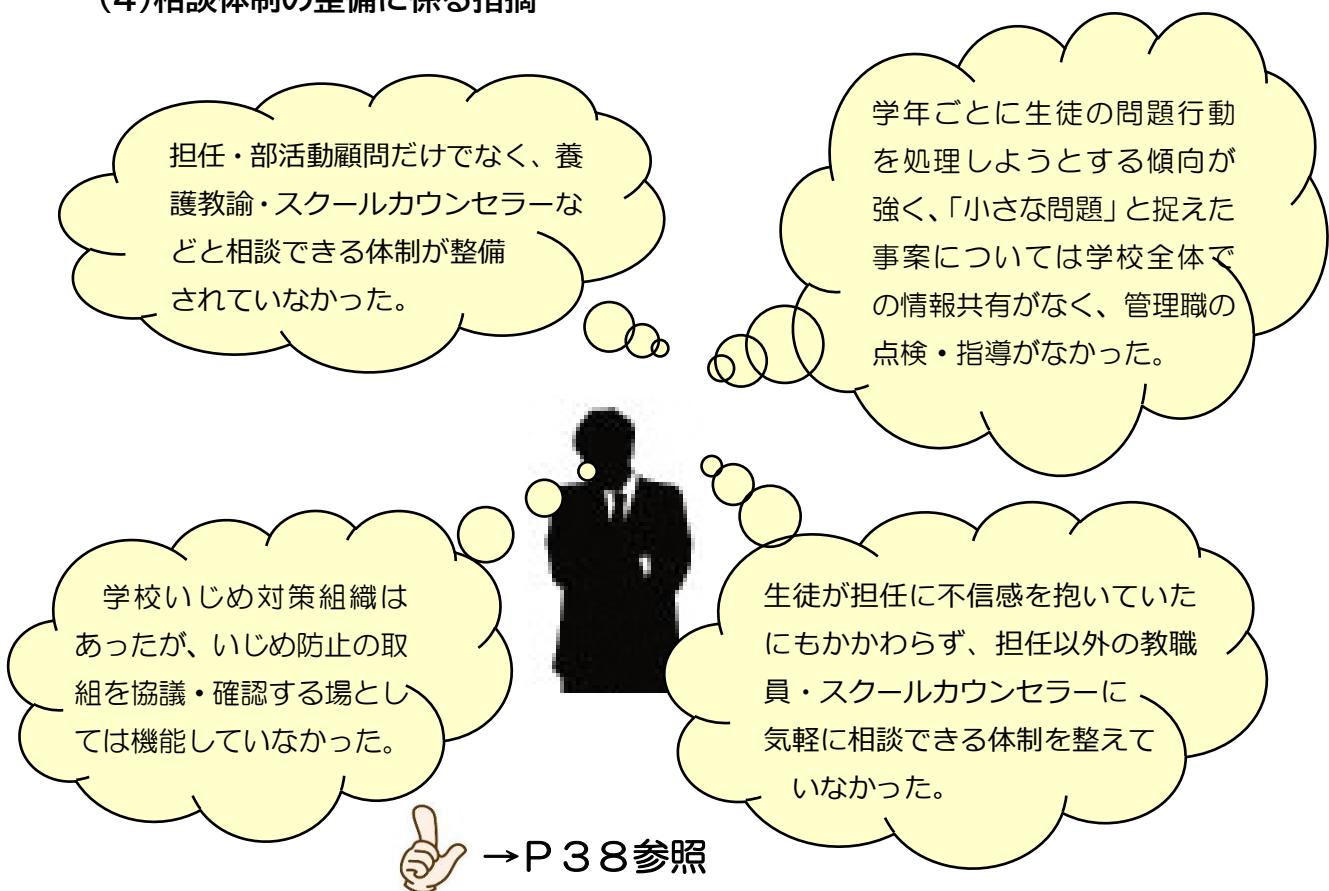
(2)いじめの発見に係る指摘



(3)児童生徒に対するアンケートの活用に係る指摘



(4)相談体制の整備に係る指摘



(5)情報の記録、資料管理に係る指摘

いじめの情報を記録し、事例を蓄積して、継続的に利用できるようになっていなかった。

学校いじめ対策組織が開催されても議事録等が残されていなかった。



→P 36 参照

(6)スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携に係る指摘



スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関への相談は事が大きくなったときに行うものと思っており、これら専門家を積極的に活用する意識がなかった。



→P 40 参照

(7)児童生徒の家庭との連携に係る指摘

学校と担任に対する不信感から、被害生徒の保護者と学校との円滑な意思疎通がなされなかった。

保護者は学校での出来事等を知ることができず、学校も保護者から情報を得ていなかった。



対応方針を双方の保護者と協議せず、一部の加害生徒の保護者には、いじめについての報告をしていなかった。

対応の状況が保護者に伝わっていなかった。



→P 14 参照

以下、スクールカウンセラーはS C
スクールソーシャルワーカーはS SW

【2】いじめの発見から解決までの基本的な対応

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例2》 組織的ないじめの認知に関わる事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずしや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者より担任に相談があった。

Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が行き届かない場面で行われているようであるとのことであった。

事例の経過

①いじめの発見

○担任は、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや状況を聞き取るとともに、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、保護者と相談の上で進めていくことを確認した。

○担任は、学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに学校いじめ対策委員会を開催した。いじめ対策委員会では、これまでのアンケートや生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。

○学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

②情報共有

○いじめ対策委員会でAの状況を情報交換し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして認知することを確認した。また、SNSによる仲間はずしの疑いも浮上したため、B、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。

○学校は、B、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずし等については確認することができなかった。

③いじめに該当するか否かの判断

○いじめ対策委員会では、これまでの情報を整理し、いじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずしは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに

該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

④関係保護者への報告及び謝罪と見守り

○学校はいじめ対策委員会での調査の結果を、関係保護者へ報告し、その後、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずしについては関係児童・保護者とも事実を認めることができなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察に相談し、法的手続きも検討している。

事例から学ぶ

①いじめ防止対策推進法の視点から

○担任は、保護者からの相談を受け、いじめを受けた児童Aに対するいじめの疑いを認識した段階で「学校いじめ対策委員会」へ報告している。この報告は「いじめの防止等のための基本的な方針」でも速やかに行うこととされており、直ちに学校いじめ対策委員会が開催されたことによって、組織的な対応をとることにつながっている。

○いじめを受けた児童及びいじめを行った児童からの聞き取りを、話しやすさ等を考慮して担任や学年主任を充てるなど、複数で組織的に聞き取るようにした点は有効であると考えられる。

○「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通す」とされている。

○本事例においても、Aからの聞き取りを受け、いじめとして対応する方針を、校内いじめ対策会議において決定しており、基本方針にそった対応が行われている。

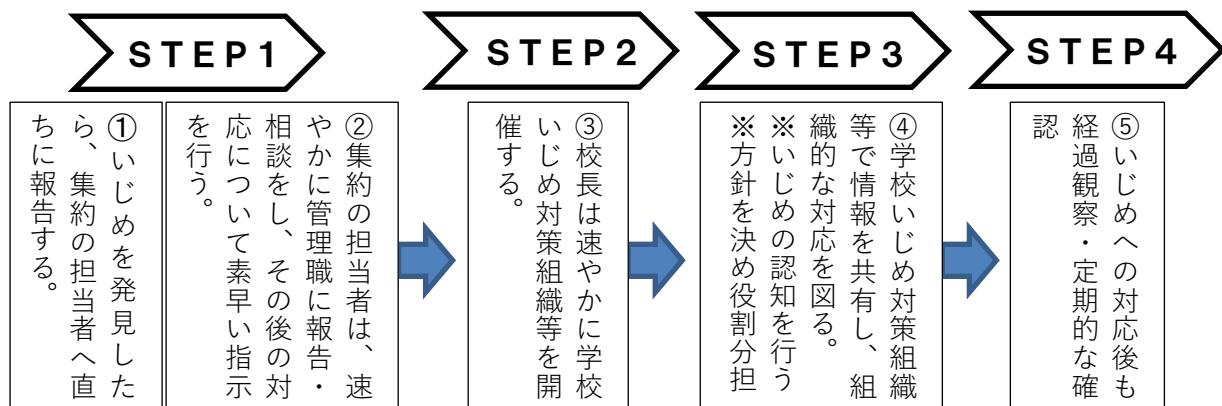
②いじめの判断の視点から

○学校いじめ対策委員会において、本事例における「言葉による嫌がらせ」はいじめを受けた児童Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、いじめとして認知し、対応を判断している。

○加えて、SNSでの仲間はずしについても、いじめの「疑い」があるとして、いじめの可能性を考慮しながら事実関係を確認したことは、適切な対応であったと考えられる。

2 いじめの発見から解決までの基本的な対応

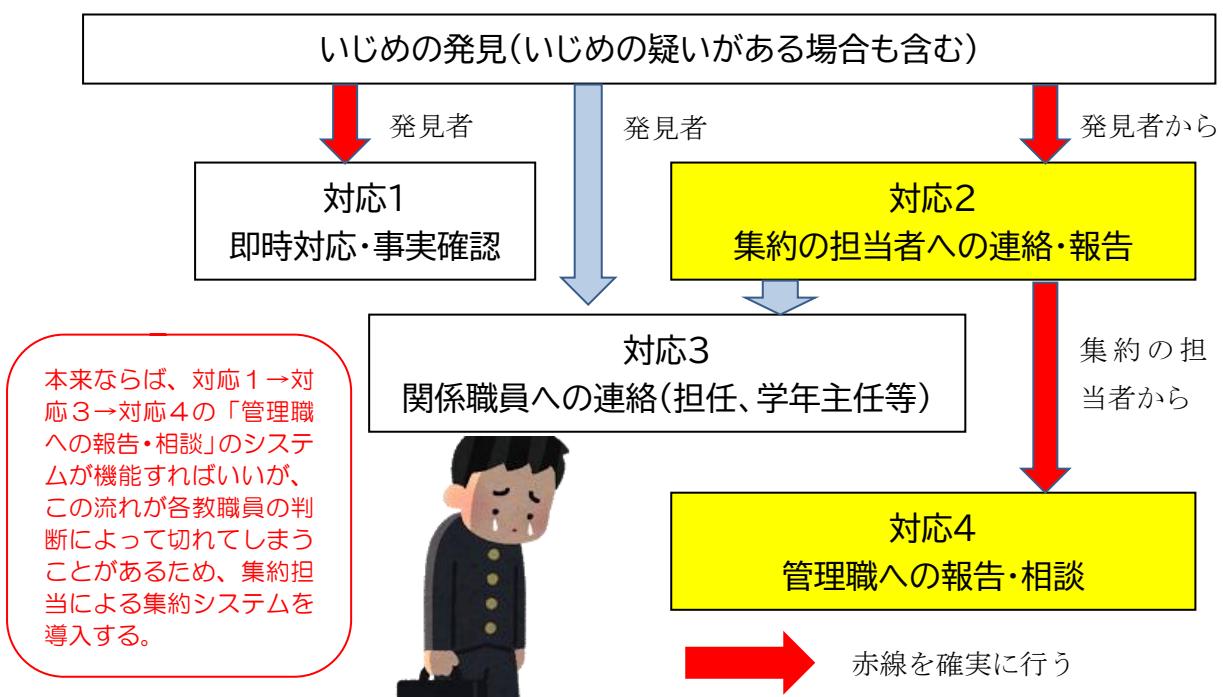
(1) いじめの発見からの組織的な対応の流れ(学校組織)



※詳しくは、P14(3)「いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図」参照

①STEP1 いじめを発見又は相談を受けたら、直ちに集約の担当者に報告する。

いじめを発見した場合は、様々な対応が考えられるが、個人で判断せず、即時対応・事実確認を行いながら、速やかに集約の担当者へ報告する。集約の担当者は、報告を受けた段階で状況を把握し、管理職に確実に報告・相談する。



②STEP2 校長が学校いじめ対策組織等を開催する。

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策組織等を開催する。メンバーについては、関係教職員をはじめ、SCやSSW等、いじめの実態に応じて必要な人選を行うなど、状況に応じて柔軟な対応を図る。

③STEP3 学校いじめ対策組織等で情報を共有し、組織的な対応を図る。

いじめの事実に基づいて、いじめとして認知するのか、どのように対応・解決していくのかは、学校いじめ対策組織等で協議し、組織としての対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を行う。

CHECK!

学校いじめ対策組織等で行うべきこと

●情報の収集・整理、

事実関係の把握

- いじめの態様、状況等の情報の速やかな収集・整理



●対応方針の決定

- 安全の確保、緊急性の確認
- 保護者への対応方針、配慮すべき事項の確認
- 解消への具体的な計画
- 対応における留意事項の確認

●いじめの認知

●役割分担の確認

- 聴き取り調査と指導・支援担当の確認
- 保護者への指導方針説明の担当の確認

●深刻ないじめ問題及び

いじめの重大事態発生時の対応

④STEP4 いじめへの対応後も経過観察・定期的な確認を行う。

いじめがなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒を観察していく必要がある。

ア 経過観察

□ いじめが解決した後、いじめを受けている児童生徒、いじめを行った児童生徒の人間関係を継続（少なくとも3か月程度）して観察を続ける。

イ 定期的な確認

□ SCを活用したいじめを受けた児童生徒への配慮・支援

□ 学校いじめ対策組織等を中心としたいじめを受けた児童生徒の経過観察等

(2) いじめの初期対応におけるチェックシート

CHECK!

●正確な実態把握

- いじめを受けた児童生徒からの聴き取り及び記録
- いじめを行った児童生徒からの聴き取り及び記録
- 周りの児童生徒からの聴き取り及び記録
- 関係教職員間での情報共有及び正確な実態把握

●指導体制及び指導方針の決定

- 学校いじめ対策組織等の開催及び対応方針の決定
- 全ての教職員との情報共有
- 市町村（県）教育委員会との連携（報告・支援）

●いじめを受けた児童生徒への支援

- 抱えている心配や不安な気持ちに寄り添った対応・支援
- 学校生活での安全確保

●いじめを行った児童生徒への指導・支援

- 動機の把握（理解）と行為を振り返る指導
- 相手の苦しみや痛みの理解及び人権意識を高める指導

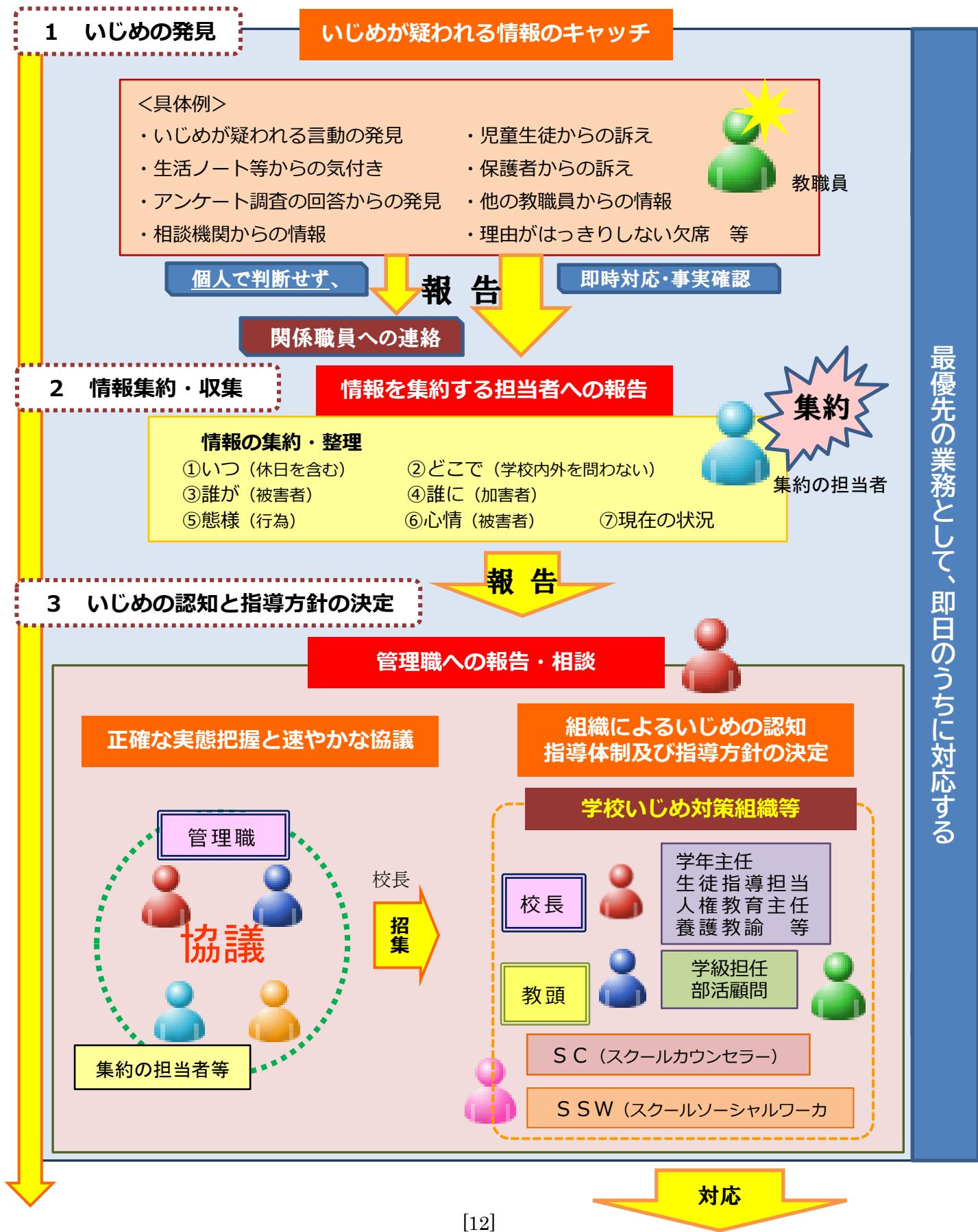
●保護者との連携

- いじめを受けた児童生徒の保護者への報告、指導の経過と今後の対応説明
 - いじめを行った児童生徒の保護者への報告、指導の経過と今後の対応説明
- ※早期のこまめな報告と連携が重要なポイントとなる。

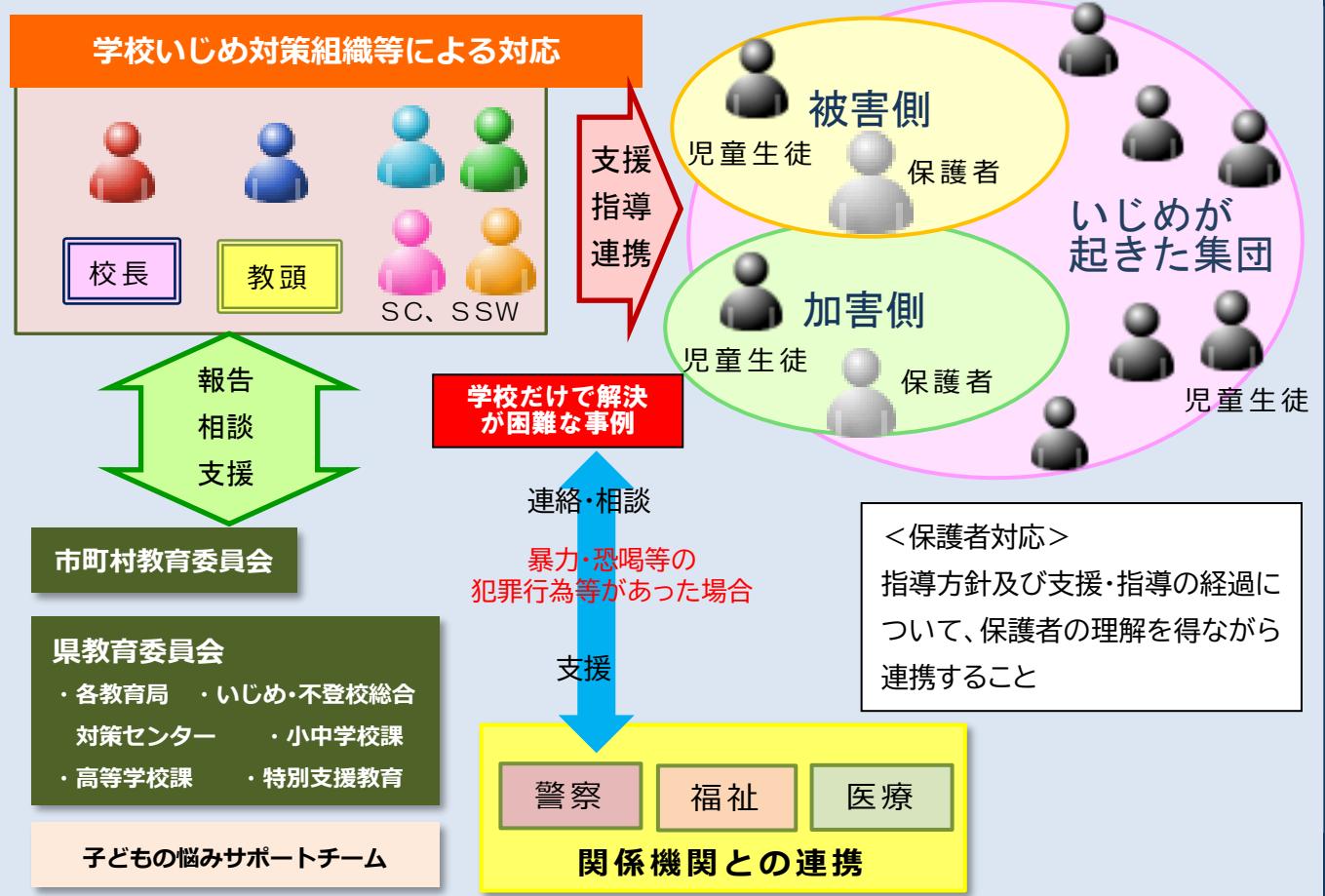
●専門家・関係機関との連携

- S CやS SW等の専門家の必要性を検討及びケース会議等を通した支援

(3) いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図



4 組織によるいじめの対応



5 継続指導・経過観察（いじめの解消）※3か月を目安）

いじめの解消に向けた取組

<いじめ解消の目安>

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により慎重に判断）

- 解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- SCを活用し、いじめを行った、いじめを受けた児童生徒への教育相談を実施する。

6 再発防止・未然防止活動

- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめを許さない学校づくりを強化する。

安全・安心な学校づくりへの取組

【3】当事者等からの聴き取り・対応のポイント

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例3》 子どもの訴えを見過ごした事例

事例の概要

「いじめ重大事態記事」読売新聞・朝日新聞参考

中学2年女子は、1年生の時から、クラスと部活動で、呼ばれたくないあだ名を付けられ、からかわれるようになった。2学期に、部活動で一緒にいじめられていた他の生徒の保護者が学校に相談をしていた。

3学期頃には、「死ね」などと書かれたメモを渡されたこともあったが、学校はそのことを知りながら、生徒間トラブル（けんか）として済ませ、いじめは続けていた。

学校のアンケートで「仲間に入れてもらえないことがある」「友だちにからかわられたり、バカにされたりすることがある」「無視される」などと、いじめを示唆する回答をしていたが、アンケート結果はパソコンに入力しただけで、アンケート結果を見た担任も女子生徒に事情を尋ねるなどせず、一切対応していなかった。

その3か月後、女子生徒は、クラスメートらに仲間外れにされるなどのいじめを受け、自ら命をたつ結果となってしまった。

第三者委員会からの指摘事項

- 担任とやりとりしていたノートに「しんどい」「だるい」「食欲がない」などと書き込んでいたのに対して、担任は「特に気に留めなかつたし、何かしらのサインとは考えなかつた。」と回答している。
- 速やかな支援がなかつたことで、女子生徒は孤立化し、無力感から脱せずに自死に至つたものと考えられる。学校が対応していれば防げた可能性がある。
- 学校は何度も防ぐチャンスがあったのに、女子生徒を見捨てた形となってしまった。

事例から学ぶ

①子どもの発するSOSにしっかり対応すること

子どもは心が苦しい場合、何かしらのSOSを発信していることが多い。その声を拾うためのいじめアンケートであるため、やること自体が目的とならないように、子どもの声をしっかり聞き取り、寄り添った支援につなげていくことが重要である。何よりも子どもが出したSOSをしっかりと受け止め、まず安心させてやることが大切である。

②いじめに該当するか否かの判断

いじめ対策委員会は、これまでの情報を整理し、いじめに該当するかの判断、具体的な対応・支援を組織として協議するためのものである。

個々の教職員の判断ではなく、組織としていじめに対応していくシステムと、その考え方を教職員が理解しておくことが重要である。

2 いじめ発見・相談があったときの対応のポイント

教職員の抱え込みは、法律違反

いじめ防止対策推進法第23条第1項に「教職員及び保護者等は、児童生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。」とあるように、それを怠ったときは法律違反になることに留意した対応を行うことが大切です。

(1) いじめを発見・相談を受けた場合の注意点

いじめを発見した場合

- その時に、その場で、感情的にならず、毅然とした態度で制止する。
- 状況把握を的確に行い、適切な指導・対応を行う。
- 直ちに集約の担当者に報告・連絡し、組織的に対応を行う。



いじめの相談を受けた場合

- 関係の教職員への報告・連絡を行う。
- 関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- 不安を受け止め、安心感を与えるながら、一緒に考えようとする姿勢で対応する。

＜注意＞ 初動対応の不十分さからトラブルになるケースが多く、保護者との連携による誠意が伝わる対応に心がける。(いじめを行った側を擁護するような対応、また学校の動きが保護者に伝わらないことでトラブルを招くような対応はしない。)

(2) 相談を受けた場合の対応のチェックポイント

CHECK!

- 相談室など、人目につかず静かに話せる場所で相談を受ける。決して、廊下や職員室など多くの人が出入りするような場所で行わない。
- 時間をかけてじっくり事情を聴く。
- 相談にくるまでの苦悩を十分に理解し、相談に対するねぎらいの言葉をかける。普段の生活態度等による教職員自身の勝手な先入観等で、話を聞くことがないようにする。
- 子どもの辛さや苦しみに共感しながら話を聴く。
- 事実関係を把握しようとするあまり、質問攻めにならないよう気をつける。
- 教職員が子どもを必ず守るという強い意志を示すようにする。
- いじめを解決する方法を一緒に考える。
- 複数の教職員で対応する。(保護者からの相談の場合)

(3) 聴き取り調査の実施についての注意点

いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもの言い分が異なる場合があるため、その日のうちに複数の教職員で連携し、関係した子どもに聞き取りを行います。

① 聴き取りの際に注意すべきチェックポイント

CHECK!

- 個々のプライバシーに配慮しながら、状況の把握に努める。
- 人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 話しやすい人や場所などに配慮する。
- 具体的な事例の内容を確認する。
- 情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
原則は、同時に、複数の教職員で聞き取りを行う。
- 秘密を厳守し、仕返しなどが起らないように細心の注意を払う。
- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめを行った子どもから聴き取るとともに、周囲の子ども等からも詳しい情報を得て、正確に把握し、状況を記録する。
- 子どもの個人情報は、その取扱いに十分注意する。

具体的な事例の内容

- ◇誰が誰をいじめているのか？
- ◇いつ、どこで起こったのか？
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？
- ◇いじめのきっかけは何か？
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？



② 聴き取り調査の段階でしてはならないチェックポイント

CHECK!

- いじめを受けている、行っている児童生徒から同じ場所で一緒に事情を聞くこと
- いじめを行った児童生徒への注意、叱責、説教だけで終わること
- 安易な仲直りや当事者同士の話し合いによる解決を促す指導を行うこと

(4) いじめを受けている側に対しての対応のポイント CHECK!

①いじめを受けている子どもへの対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 <input type="checkbox"/> 子どもの立場を理解し、信頼関係をつくる。 <input type="checkbox"/> 「最後まで守ってくれる」という安心感を与える。 <input type="checkbox"/> 表面的な姿・言動から判断しない。
事実の確認	<input type="checkbox"/> 担任を中心に、児童生徒にとって話しやすい教職員が対応する。 <input type="checkbox"/> 悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
支援のポイント	<input type="checkbox"/> いじめられた側の立場に立った指導を行う。 <input type="checkbox"/> 学校全体で組織的に解決していくことを伝える。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の仕方について伝え、了解を得る。 <input type="checkbox"/> 教職員の想像を超えた自己肯定感の低下、精神的なダメージを受けていることを理解する。 <input type="checkbox"/> 「あなたにも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 <input type="checkbox"/> いじめを行っている児童生徒との付き合い方など、行動の仕方と一緒に考える。「仕返し」などの不安感を残さない指導を行う。 <input type="checkbox"/> 不安な点を聴き、今後の具体的な過ごし方と一緒に考える。 <input type="checkbox"/> いつでも相談してほしいこと、相談の仕方について伝えておく。 <input type="checkbox"/> 子どもの背景等が見えにくい場合は、SCやSSWなどの専門家との連携のもと、ケース会議においてアセスメントを行う。
経過観察	<input type="checkbox"/> 連絡帳や生活ノートの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 <input type="checkbox"/> 自己肯定感を回復できるよう、自信を持たせる言葉かけを行うとともに、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

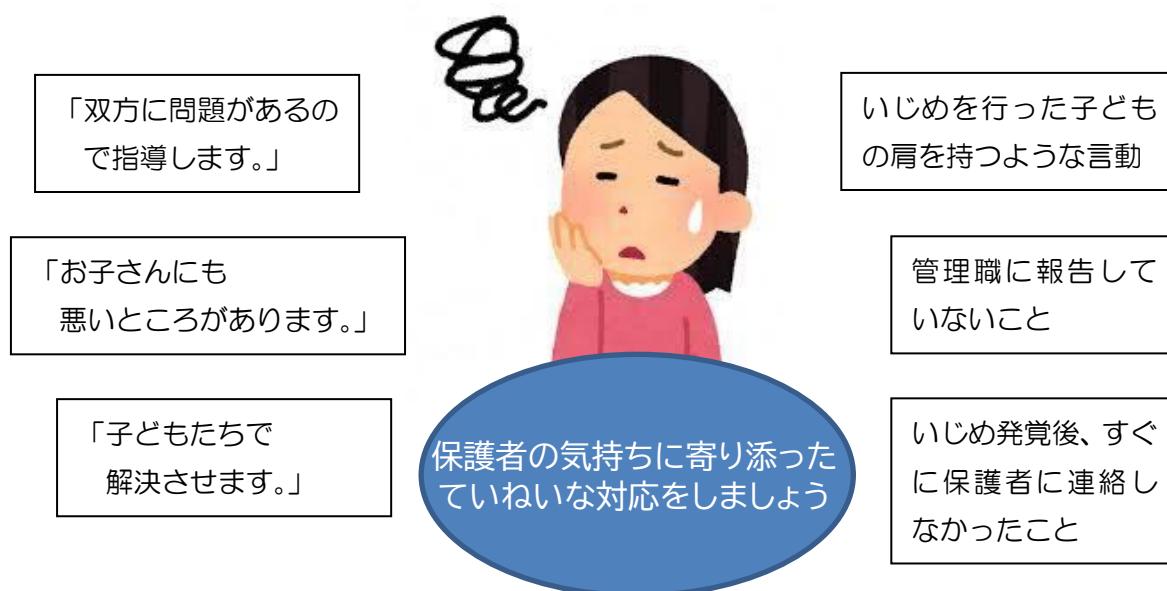
頭に入れておきたいいじめを受けた子どもの心の内



②いじめを受けている子どもの保護者への対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 学校として解決に向かって取り組むことを伝える。 <input type="checkbox"/> 指導の経過や状況等、継続して家庭と連携を取る。
情報共有	<input type="checkbox"/> 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、謝罪及び学校で把握した事実関係を正確に伝える。 <input type="checkbox"/> 対応経過をその都度丁寧に伝える。
支援の ポイント	<input type="checkbox"/> 学校の指導方針を具体的に伝え、今後の対応について一緒に協議する。 <input type="checkbox"/> いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は学校が行うことを理解してもらう。
経過観察	<input type="checkbox"/> 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談してほしい旨を伝える。

いじめを受けた子どもの保護者から不信感をもたれた教職員の言葉や行動



(5) いじめを行った側に対しての対応のポイント

①いじめを行った子どもへの対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> 行為に対しては毅然とした態度で指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることを理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめの事実を認めさせ、反省させる。 <input type="checkbox"/> いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、いじめを行った子どもの内面を見つめた支援を継続的に行う。
支援のポイント	<input type="checkbox"/> どの行為・言動が、いじめに該当したかを明確にし、理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめ行為は決して許されないことを理解させ、責任転嫁等をさせない。 <input type="checkbox"/> いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。 <input type="checkbox"/> 本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 <input type="checkbox"/> 謝罪の気持ちが持てるような指導を行い、謝罪を促す。 <input type="checkbox"/> いじめの状況が改善されない場合は、いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求める場合もあるなど、厳しい対応策をとる必要があることも知らせる。(状況に応じて)
経過観察	<input type="checkbox"/> 子どもの様子を注意深く観察し、学校いじめ対策組織等に報告する。 <input type="checkbox"/> いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折にふれて必要な指導・相談活動を継続的に行う。

いじめを行った子どもが陥りがちな思い



②いじめを行った子どもの保護者への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> □いじめの定義をもとに、学校がいじめとして認知したことについて理解を得る。 □「いじめていた」という大まかな行為を伝えるのではなく、どの行為をいじめとして判断したか具体的に説明し、理解を得る。 □「いじめは決して許されない行為である」という姿勢のもと、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。 □保護者対応は、複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に行う。
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> □事実聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実やその経過を、子どもの前で一緒に確認をする。 □事情聴取のため、帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡して許可を得る。 □指導の経過と子どもの様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
支援の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを受けた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、いじめの深刻さを親として認識してもらう。 □いじめたことばかりを責めるのではなく、子どもをよりよく成長させたいという思いを伝える。 □いじめの状況を理解する中で、謝罪について理解を得る。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> □子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図る。

学校との連携が十分でなかったため、保護者から発せられた言葉



(6) 観衆、傍観者に対しての対応のポイント

CHECK!

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> □周りにいる人の姿勢や関わりが重要であることを意識させ、今後の関わり方を考えさせる。 □いじめは、学級や学年等集団全体の問題として考えていくものであることを理解させる。 □教職員が児童生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> □日頃から継続的にみている利害関係の少ない児童生徒から、客観的な情報を得る。 □信頼関係が重要であり、なるべく関係の良い教職員が聞き取りを行う方が望ましい。 □いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救う行為であることを理解させる。 □「チクリ」という言葉は、いじめを行った側の都合のいい言葉であり、人権と命を守ることを妨げる言葉であることを理解させる。 □いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すことを言葉と態度で示す。
支援のポイント	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを受けていた児童生徒が、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする態度をどのように感じていたか考えさせる。 □今後の行動について、何をしていくか考えさせる。 □いじめの発生の誘因となった集団の規範意識や言葉遣いなどについて振り返らせる。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向へ向けていく。 □いじめはどんなことがあってもいけないことだと思える人権意識を高める日々の働きかけを継続的に行う。

正義のとおる日頃からの風土づくりが重要

いじめは、どんなことがあっても
いけないことだという意識が大切！



【4】いじめ対応を円滑にすすめるためのポイント

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例4》 誤った判断により、事案が深刻化した事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

中学2年女子のAさんは、同じ中学2年のB、C、Dから数日間無視され、1週間以上にわたって欠席するに至った。その後CもBとDから無視され、体調不良を訴えた。

事例の経過

○Aは、腹痛により欠席したが、学校からの電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため担任が電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったが、Aは翌日も欠席した。担任は欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかった。

○養護教諭から「いじめの疑いはないか」という指摘があり、家庭訪問して確認したところ、B、C、Dから数日間無視されていることがわかった。Aの保護者からは「3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり対応してほしい。」と言われた。

○担任はその日のうちにB、C、Dへ事実確認を行ったが、「そのようなことはない」と答えたので、再度Aに「事実はわからないが、気にしすぎではないか。」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く」というAの言葉を信じて連絡を終えた。

※この時点で担任は、トラブルはなかったと判断し、養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていなかった。

○Aの欠席が1週間継続し、養護教諭はいじめの集約担当者に進言した。集約担当者が管理職に報告すると「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、学校いじめ対策委員会での協議はされなかった。

○その後、Cが体調不良を訴えて保健室を訪れ「Bから無視されて辛い。Aもいじめられている。」と話し、学校いじめ対策委員会が招集された。

事例から学ぶ

① 校長の強力なリーダーシップのもと、協力体制を確立する。

管理職が対応を担任任せにし、いじめ対策組織で協議しなかったことの責任が大きい。担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、養護教諭が集約担当を通じて報告したにも関わらず、管理職は対応を担任任せにし、学校いじめ対策組織で協議しなかった点から組織的対応が不十分であったと言える。

② 初期段階での積極的ないじめの認知ができていないため初動が遅れた。

担任が養護教諭の助言やAの保護者からの訴えがあったにも関わらず、これを軽視し、自分の判断で対応したこと、また欠席理由を把握できていなかったのに、家庭訪問の実施、保護者への連絡、他の生徒からの情報収集を図る等を行わなかったことが初動を遅らせた。

2 いじめの事実確認のポイント

- ①「毎日、悪口を言われたり、睨まれたり、嫌がらせをされています。」のように「なんとなく、いじめられていると感じている。」ではなく、そのように感じた「いじめの事実」を明確にしながら整理していきます。
- ②「そんなことをした覚えはないです。」のようないじめを行った児童生徒がその事実を認識できていないケースについては、いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じた出来事を整理し、「どの行為」がいじめに当たるのか、その事例を具体的に示す必要があります。
- ③「いじめられて辛い思いをしているのは、自分の方です！」のようなケースについても、「いつ」「どこで」「だれが」「どんなことをした」ということを具体的にし、何がいじめなのか明確にし、双方のいじめた、いじめられた事実を別々のいじめ事例として対応していくことが重要です。
- 上記の①②③のような事例の場合、教職員と当該児童生徒・保護者の思いの行き違いが起こることがあります。そのため、事実に基づき、それぞれの思いを把握した上で対応にあたっていくことが重要です。
- いじめなのか、いじめではないのかを特定せずに指導を行うこともあります。いじめを受けて辛い思いをしている子どもの思いをしっかり聴き、安心した生活ができるように、その思いに寄り添った丁寧な対応を行います。

3 十分な理解を図るために

- 児童生徒や保護者が、学校のいじめ対応の方針を事前に理解しておく必要があります。「【10】日頃から学校が保護者に対して行うべきこと」にあるように、年度のなるべく早い時期、PTA総会等の機会に、「学校いじめ基本方針」（いじめの定義・学校におけるいじめ対応の方針等）について説明し、理解を図っておくことが重要です。
- 学校ホームページに「学校いじめ基本方針」を掲載しておくとともに、日頃から保護者や地域の方々にいじめ問題への取組についての協力の呼びかけを行うことが大事です。

4 いじめの事実確認が難しい時の対応のポイント

いじめの訴えや気になる状況があったときに、そのいじめの事実が確認できなかったり、いじめを行った側のいじめの事実に対しての理解が得られなかったりするケースもあるかもしれません。被害・加害児童生徒を含め、双方の保護者への事実に基づいたより正確な情報提供と、法に基づいたいじめへの対応がポイントとなってきます。



重要

次のような点に注意して、明確ないじめの事実確認を行うことが必要です。

<input type="checkbox"/> 「いつ」	日付・時間帯
<input type="checkbox"/> 「どこで」	例：「廊下で」「理科室で」
<input type="checkbox"/> 「だれが」	個人名等
<input type="checkbox"/> 「どんなことを」	具体的に、されたことや言われたこと ※ケガや壊されたモノの写真などがあれば提示する

「〇月〇日の放課後」に、
「Aさん」に、
「遊ぶふりをして後ろから何度もたたかれました」

一つ一つの具体的な事実について、いじめの認知を行います

「今週の〇曜日の給食時間」に、
「BさんとCさん」に、
「小学校時代の嫌なことを言いふらされました」



【5】いじめが起きているときに見られるサイン

いじめを受けている児童生徒は、何らかのサインを発していることが多いと考えられます。そのため、いじめの問題の解決には、周りにいる人がいち早くサインに気付いて、早期に対応する必要があります。学校や家庭で、次の例に示すようなサインが見られたら、「いじめはどの子にも起こりうる」という認識のもと、子どもたちの思いを聞いたり、様子を観察したり、速やかに教職員、保護者等との情報交換のもと、きめ細かく丁寧に対応しましょう。

また、日頃から行っている取組だからこそ、子どもの変化が見えやすいものです。様々な場面での気付きを大切にしましょう。

- 出席確認での気付き
- 個人ノートや生活ノートからの気付き
- 保健室からの気付き
- など

1 いじめが起きているときに「学級集団等」に見られるサイン

The image contains eight boxes, each with a corresponding illustration:

- 教室や廊下で、仲間同士集まり、ヒソヒソ話をしている。** (Illustration: Two children sitting at a desk, writing in notebooks.)
- 教師が近づくと、グループが不自然に分散する。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)
- ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員が選ばれる。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)
- 特定の子どもの発言に対して笑いが不自然に起こったり、周りの子どもが顔を見合せたりして、さげすんだような反応をする。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)
- 掲示板、黒板、壁に落書きや中傷表現が見られる。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)
- 友だちからの声掛けを意図的に無視する。** (Illustration: Two children sitting at a desk, with one child looking at the other and the other looking away.)
- 金品の貸し借りを頻繁に行っている。** (Illustration: Two children sitting at a desk, with one child looking at the other and the other looking away.)
- 仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)
- 自己中心的な言動が目立ち、ボス的な子どもがいる。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)
- 特定の子どもに周りの子どもが異常に気をつかっている。** (Illustration: Three children sitting at a desk, with one child looking nervous as if the teacher is approaching.)

2 いじめが起きているときに「子ども」に見られるサイン

いじめによる心への影響は表面化しにくく、表面化したときは深刻な状況になっていることが多いものです。もともと子どもそれぞれに性格や行動の特徴は異なりますから、何か不安や悩みがある場合には一様のサインを示すということはありません。

そのため、日頃から一人ひとりの子どもの様子を注意深く理解し、わずかな変化も見逃さない教師としての観察力が重要です。

<表情の変化>

- 表情が暗い。顔色がよくない。
- いつも以上におどおどしている。
- ぼんやりしたり、そわそわしている。



<登下校の様子の変化>

- 一人で登校することが多くなる。
- 早く登校したり、遅く下校したりする。
- 登校をしぶるようになる。
- 遅刻・早退・欠課が目立つようになる。
- 欠席の理由がはっきりしない。

<学習の変化>

- 宿題・課題をしてこないことが多くなる。
- 学習意欲、学習成績が低下する。
- 次の学習の準備をせず、ぼんやりとしている。

<友だち関係等の変化>

- 周囲に過度な気遣いが見られる。
- まわりからの挨拶や声掛けに反応しない。
- 友だちやグループに交わらず、一人ポツンとしている。
- これまで仲の良かったグループにいない。
- グループ活動の際に、無視されたり、無理強いされたりしている。
- 周りの児童生徒が席を離して座ろうとする。
- 保健室や職員室などに来て時間を過ごすことが多くなる。
- いつも教師の近くにいたがる。逆に、避けようとする。



<休憩時間の過ごし方の変化>

- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられる。
- プロレス遊びのようなことを無理やりさせられたり、通りすがりに叩かれたりしている。
- 異様な声掛けやふざけともとれる行為を受けている。

<その他の変化>

- 机の周りに学習用具が散乱している。
- 教科書・ノートに落書きがされている。

3 いじめが起きているときに「家庭」で見せる子どものサイン

表情がさえず、笑顔が見られなくなる。

明らかなやる気のなさが見られる。

学校や友だちの話題を避けるようになる。

楽しんでいたことに興味を示さなくなる。

急に部活動をやめたいと言うようになる。

家庭からお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを求めたりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、打撲や切り傷などが見られる。

長期間、頭が痛い、腹が痛いなどの体調不良を訴えることが増える。

死や非現実的なことに関する情報に関心を持つようになる。

食欲が急に落ちる。食事の様子がこれまでと変わる。

ささいなことで怒ったりイライラしたりするようになる。

登校をしぶるようになる。(理由をはっきり言わない。)

友だちからの電話に出たがらない。

遊びに出たがらない。

付き合う友だちが急に変わる。

メールの着信音に敏感になったり、スマホの使い方に変化が起こったりする。

帰りが遅くなったり、理由も言わずに外出したりする。

部屋に閉じこもったり、家族と一緒に食事をとりたがらないようになったりする。

言葉遣いが急に乱暴になり、投げやりな言動が多くなる。



【6】ネット上のいじめへの対応

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例5》 インターネット上のいじめへの対応

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

休日の大型ショッピングセンター内の女子トイレで、小学5年女子Aが、6年女子BとCから裸になることを強要され、その様子をスマートフォンで動画撮影されるという事案が発生した。3名の他に5年女子Dがその場におり、現場を目撃していた。5月下旬に6年生教室内における関係児童らの会話から担任が認知し事案が発覚。担任が学校いじめ対策委員会に報告し対応した。

対応の経過

- 担任が「学校いじめ対策委員会」への通報を即座に行い、学校体制で複数の教師が加害・被害児童の聴き取り調査を行った。
- 特にいじめを行った児童の聴き取りは、①いつ、②どこで、③誰が、④どのように、⑤何をしたかに加え、⑥どうしてやったのかを丁寧に聴き取った。
- B、Cが面白い動画を集めることを目的に、Aの裸を撮影したことを認めたため、指導するとともに、いじめを受けた・いじめを行った児童の保護者へ連絡した。
- 学校から警察へ状況を報告するとともに、動画が拡散されていた場合の対処方法等についての助言を得た。
- いじめを受けた・いじめを行った児童の保護者同席のもと、謝罪の場を設定した。
- 動画のデータは、BとCの他2名で送受信されていたが、他のSNS等には拡散していなかった。それぞれの児童と保護者にスマートフォンを学校に持参してもらい、動画データの確認と削除を行った。
- その後の対応として、以下の取組を実施した。
 - ・いじめを受けた児童には、毎週月曜日の朝に担任が家庭に連絡。1週間の学校生活の見通しと不安の内容を聴き取り、対応の在り方を方向付けた。
 - ・いじめを行った児童には、ストレスの除去を目的に、カウンセリングを継続して実施した。
 - ・周囲の児童には、生徒指導担当教員から「年齢によっては、インターネットへのいじめに係る投稿は、刑法で『侮辱罪』『名譽棄損罪』、民事では『損害賠償請求の対象』になること」を指導した。
 - ・保護者には、「学校通信」で情報モラルに係る記事を連載し、家庭での情報機器の利用に関するルールづくりについて依頼を行った。

《事例6》 ネットいじめの解決に取り組んだ事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

女子生徒A子より、同じクラスの女子生徒B子からSNS上で悪口を書かれる等の嫌がらせを受けていると学級担任に訴えがあった。B子に事情を聞くと、書いたことを認めた上で、メッセージや画像がかなりの範囲で拡散していることがわかった。

事例の経過

A子から相談を受けた担任は、すぐに学年主任と集約担当にその内容を報告し、いじめ対策委員会が開かれた。翌日、登校したA子とB子をすぐに呼び、A子からは再度担任が、B子からは学年主任が事情を聞いたところ、事象が明らかになった。

B子に事情を聞く中で、B子はA子の自分勝手な行動に対して不満をもっており、お互い小さなトラブルが絶えなかったことが明らかになり、その不満のはけ口として、SNS上に、A子の悪口を書いたり、画像を拡散したりしたということだった。B子は、これまでのA子との関係から「なぜ自分ばかりが指導されるのか」という気持ちが強く、教職員の指導が入りにくい状況であったが、B子とその保護者と話し合いをした結果、「いかなる状況であっても、このような形で人を誹謗中傷してはならない」ことをB子本人が理解し、A子に対して謝罪を行った。SNS上の内容については、事象が発覚した段階で、専門機関からアドバイスをもらいながら、画像や文章を削除した。

その後も、B子のA子への様子が気になったため、二人の人間関係の改善に向け、担任、学年主任などが中心となり、様々な継続的指導を行った。

事例から学ぶ

①組織づくりの重要性

担任、学年主任が再三にわたって家庭訪問を実施し、A子とB子双方の保護者に指導の経過を報告した。また、家庭訪問にあたっては、事前に管理職、生徒指導主任等と入念に打合せを行った上で実施した。そして、実施したその日のうちに管理職に報告し、その後の指導方針について関係教職員全員で検討した。このことで、様々な意見が指導に反映され、学校が一丸となり、ブレのない一貫した指導方針をもってこの事象に取り組めた。

②SNS上によるトラブルへの対応

SNS上によるトラブルは、いじめや犯罪等多くの問題を引き起こしているという意識が低い。使用法によっては、犯罪につながるということを十分理解させる必要がある。

SNS上によるトラブルが起きた場合は、組織で対応していくとともに、専門機関からアドバイスをもらいながら、早急に拡散を防ぎ、適切な対応により解決を図っていく必要がある。

③継続的な見守り・指導の大切さ

謝罪して解消したと判断せず、継続的に見守り、支援を行う姿勢が重要である。解消に至った場合でも、再発する可能性があるため、注意深く観察することが大事である。

2 ネット上のいじめ対応について

SNS等ネット上のいじめ、トラブルについては、不特定多数の人がその情報を見聞きすることができるため、被害が拡大し、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、書き込みや画像の削除等の対応は、警察等の専門機関との迅速な連携が必要になります。

具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。

また、日頃からの情報モラル教育など、いじめ・トラブルの未然防止の取組が何より重要となります。

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

◆書き込みや画像の削除に向けて

<児童生徒に伝える基礎知識>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

対応に困ったら相談

◆鳥取県警察本部

サイバー犯罪対策係

0857-23-0110(警察本部代表電話)



書き込み等の削除の手順(参考)

ネット上のいじめの発見
児童生徒・保護者からの相談

1

書き込みの確認
・掲示板のアドレスを記録
・書き込みをプリントアウト
・スクリーンショット等で画面の保存
・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

2

本人、管理人に
削除依頼

②により削除されない場合
管理人の連絡先が不明な
場合

3

掲示板等のプロバイダ
に削除依頼

②、③の方法でも削
除されない場合

4

削除依頼メールの
再確認
・警察へ相談
・法務局に相談

削除確認
児童生徒・保護者等への説明

ネット上の書き込み等の削除に関する法律を理解する

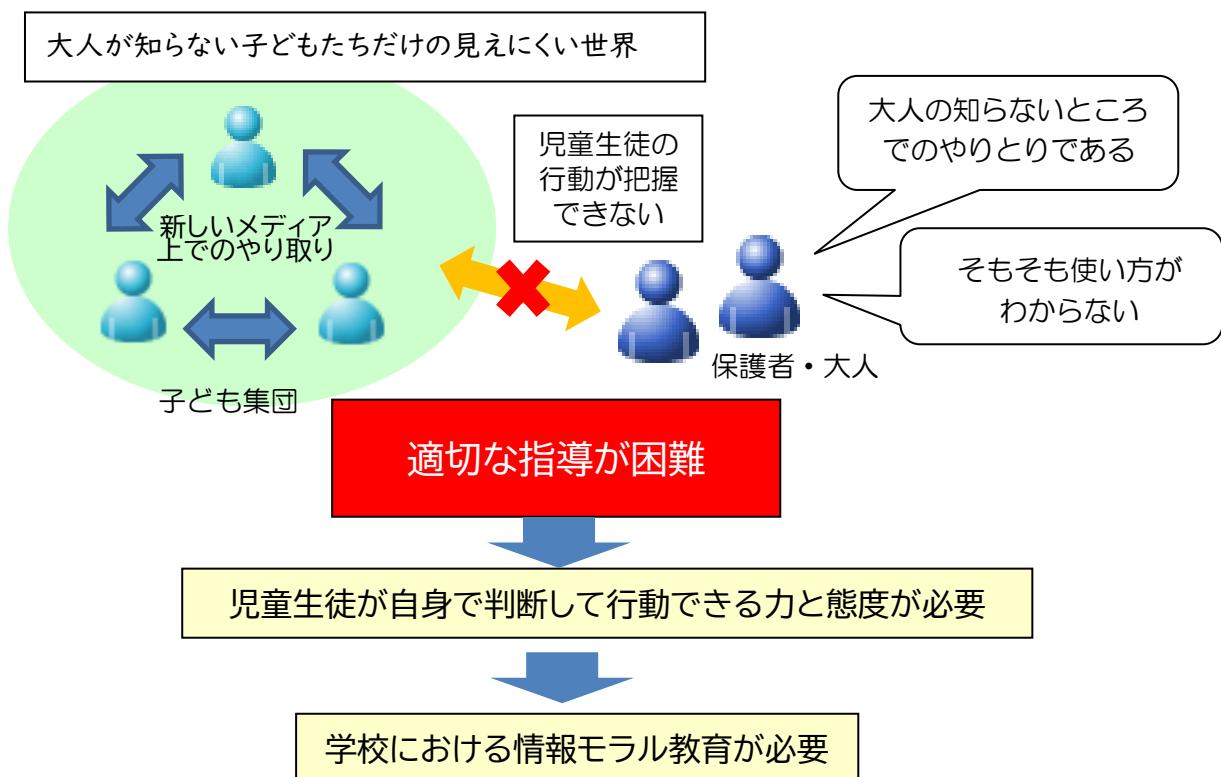
ネットいじめを含むインターネット上の不適切な書き込みのうち、権利侵害に該当するものについて、被害者は、プロバイダに対し、権利侵害情報の削除を依頼することができるほか、損害賠償請求を行うために必要がある場合には、権利侵害情報の発信者（掲示板等に書き込んだ者）の情報の開示を請求することが可能となっている。

（注）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号）に基づく措置である。



ネットいじめの被害児童生徒又はその保護者は、ネットいじめに係る情報の削除等について、必要に応じ、法務局等の協力を求めることができるとされている。（法第19条第3項）。法務局等では、インターネット上の書き込みによる人権侵害について、相談者にプロバイダ等への削除依頼等の具体的な方法を助言し、またプロバイダ等に当該情報の削除を要請している。

（2）情報モラル教育の必要



(3) 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導が必要です。

<子どもたちの心理>

- 匿名で書き込みができるから・・・
- 誰がやったかわからないから・・・
- 誰にも気づかれないから・・・
- みんながやっているから・・・
- 動画共有サイトで注目されたいから・・・

<インターネットの特殊性>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名で書き込みをしたとしても、人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、別の犯罪につながる可能性があることや、時には自死を招く場合もあること
- 一度流出した情報やデータは、簡単には削除できないこと

CHECK!

正しい理解を！

(4) 未然防止・早期発見のために保護者に伝えたい

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うものであるという認識で取り組みます。

<未然防止の観点から>

- 子どものスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であること
＊フィルタリングだけでなく、子どもたちを危険から守るためにルールづくりを家庭で行うこと

- スマートフォン等を持たせる必要性について検討すること

- 子どもにとっては、メリット以上にその後のデメリットの方が大きいことを認識すること

CHECK!



- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こりうるという認識を持つこと

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識を持つこと

<早期発見の観点から>

- SNS やメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば、躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談すること

【7】特に配慮が必要な児童生徒への対応

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例7》 発達上の課題がある児童生徒が関わる事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

小学4年生の女子児童Aは、社交的で元気だが、自己中心的でわがままなところがある。また「周りの雰囲気を感じ取ること」「他の児童の気持ちを推し量ること」などが苦手であり、自分の思い通りにならないと急に怒り出すようなことがあった。

そのような中、担任が「A児がいつもより元気がなく、学級の児童に対して普段より威嚇的・攻撃的に接している」ことに気付いた。よく観察していると、他の児童がA児と同じグループになることを嫌がったり、接触を避けたりしていることが分かった。

事例の経過

担任は、すぐに集約担当に報告し、いじめ対策委員会が開かれた。聴き取りにおいて、A児は、自分の気持ちを全て担任に打ち明け、「私にも悪いところがあるから、なおしていきたい」と伝え、担任もA児の応援をしていくことを約束した。

いじめを行った児童に対しては、数人の教職員で事実の確認を行うとともに、いじめの理由を確かめた。その上で「いかなる理由があろうといじめは絶対に許されない行為である」ことを伝え、同時にA児が「自分を変えたい」とまで思い悩んでいることも伝えた。

その後、担任は、学級の児童全員に「A児をいじめる児童がいなくなるまで、いじめ解決のための取組を続けていく」ことを伝えた。

A児の保護者には、学年主任と担任が家庭訪問をし、事実を報告するとともに、A児の悩みも伝え、今後の担任としての取組についても説明し、協力をお願いした。保護者からは、「A児がいじめの被害にあったこともショックだが、A児が集団に適応しづらいことについて悩んでいる」とはじめて話をしてくれた。

事例から学ぶ

①いじめのサインを見逃さない

教職員の感性を養い、児童が出すいじめのサインを見逃さず、すぐに連絡・相談することが、問題の早期解決につながります。連絡帳の活用や家庭訪問・電話連絡によって児童や保護者からの情報を積極的に収集することが大切です。

②児童を理解する

いじめを受けた側の児童が人間関係づくりを苦手とする場合、いじめられる児童にも問題があるといった誤った考え方陷入ことがあります。いじめの理由ではなく、いじめの事実について指導を行うことが重要です。

この事例の場合は、「発達的な視点」を持ちながらこの児童の特性を十分に理解し、学校が「今後適切な指導を行い、A児を全力で守っていく」ことを保護者にも伝え、安心して生活できるように配慮することが必要です。

2 対応のポイント

「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」より

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応することが必要です。その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

□発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについて

教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、アセスメントをしっかり行い、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが大切です。

□海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、保護者が外国人等の児童生徒が関わるいじめについて

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

□性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ

性同一性障がいや性的指向・性自認に関するマイノリティの児童生徒について、教職員への正しい理解の促進や学校としての必要な対応を専門家と連携しながら支援します。

□災害等により避難している児童生徒に対するいじめ

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

□学校として特に配慮が必要な児童生徒に対するいじめ

日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【8】学校が行うべき早期発見の手立て

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例8》 いじめのアンケートを破棄した事例

事例の概要

「いじめ重大事態記事」毎日新聞記事参考

中学1年男子がいじめ被害を訴えるメモを残して自死した事例で、中学校が自死の3カ月前に全校生徒を対象に行つたいじめに関するアンケートの回答を破棄していたことがわかった。

文部科学省「いじめ防止基本方針」はいじめに関する記録の保存を求めている。

学校側は、「いじめを訴えた生徒はいなかった」「破棄した時期もわからない」と説明しており、第三者委員会による真偽の検証は困難となった。

事例の概要

○生徒の母親は、生徒が自宅でアンケートを記入している姿を見ており、「『悪口、からかい』の欄に印を付けていた」と言っている。

○母親は、男子生徒が死についてつぶやいたこと、「椅子を蹴られるなどの嫌がらせを受けている」といった被害内容も伝えていた。

○母親から訴えがあったとき、学校は当時すでに回答を得ていたアンケート結果について説明をしていなかった。

○学校側は文書の管理方法や保存期限を決めておらず、町教委も「アンケートは（保存義務がある）公文書に当たらないと判断し、管理を学校に任せていた」としていた。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより(記録の保存)

○個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校で定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等、教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることに留意する。

2 学校が行うべき早期発見の手立て

早期発見の基本は、

- 児童生徒のささいな変化に気付くこと
- 気付いた情報を確実に共有すること
- 速やかに対応すること

CHECK!

(1) いじめアンケートの計画的な実施

- 「記名アンケート」の実施（いじめ発見を目的としたもの）
- 「無記名アンケート」の実施（いじめ発見及び児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかむことを目的としたもの）

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制が大事です。

また、いじめの重大事態が発生した場合、それまでの学校の指導等に関わる様々な資料は、調査対象となります。その中には、Q-U検査や、いじめアンケートなどがあります。

学校におけるいじめアンケートの保存期間については、次のとおりです。

保存期間

- 全員分の回答用紙・・・卒業時まで保存
- 回答を取りまとめた文書・・5年保存

CHECK!

(2) 定期的な個別相談の実施

いじめを受けている者が自ら相談するというのは、なかなか難しいことです。定期的に個別相談を行うなど、日頃から情報収集を行い、周囲にいる友だちからの情報も得やすい方法を考えましょう。

(3) スクリーニング会議等の活用

スクリーニングとは、気になる（支援等が必要な）児童生徒を早期から組織として把握することであり、スクリーニングを行うための少人数での会議のことをスクリーニング会議と呼びます。

学校内における児童生徒の姿や行動等には、児童生徒を理解する手掛かりが豊富です。その姿や行動等をもとに、児童生徒理解を深め、いじめの早期発見及び早期支援を組織として進めていきます。

(4) 心理検査等の諸検査の活用

学級集団の理解や児童生徒個々の理解を深めるために、教職員が気付かない子どもたちの思いをQ-U検査、アセス等の諸検査を活用し、子どもの変化に気付いていきます。

(5) いじめ相談窓口の周知

本来、いじめを受けたり、いじめを見たり聞いたりした場合は、学校の教職員や保護者など、まわりの大人に相談することが望ましいのですが、いじめは大人に相談しにくいことから、学校外の機関にいじめの相談を行うことも大切です。なるべく多く相談できる相談窓口を日頃から目につくところに示し、何かあったときに相談できる環境をつくりましょう。

- 24時間子供SOSダイヤル TEL 0120-0-78310
- いじめ110番 TEL 0857-28-8718
- いじめ相談専用メール ijime@g.torikyo.ed.jp
- こどもいじめ相談窓口（県人権局）
TEL 0857-29-2115
ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp（毎日24時間）
- 子どもの人権110番（法務省・鳥取地方法務局）
TEL 0120-007-110 （月～金 8:30～17:15）
- ヤングテレホン・メール（県警察本部少年サポートセンター）
TEL 0857-29-0808 youngmail@pref.tottori.lg.jp
TEL 0857-22-1574（東部少年サポートセンター）
TEL 0858-48-1574（中部少年サポートテレホン）
TEL 0859-31-1574（西部少年サポートセンター）
- 子どもの人権SOSミニレター（法務省・鳥取地方法務局）
小学校・中学校・義務教育学校を通じて配布
- こども電話相談（児童相談所）
TEL 0857-29-5460（中央・鳥取）（月～金 8:30～17:00）
TEL 0858-22-4152（倉吉）（月～金 8:30～17:00）
TEL 0859-33-2020（米子）（月～金 8:30～17:00）



【9】「SOSの出し方に関する教育」の推進

子どもたちにとって、悩みを抱えていることやSOSを発信する、あるいは悩みを抱えている友だちがいたときにそれを身近にいる人に伝え、助けを求めるということは、大人が考える以上に難しいことです。時には誰にも相談できずに重大な事案につながってしまうこともあります。

そこで、心配なことがあれば一人で悩まずに誰かに相談してほしいことや、悩みを抱えている友だちに気づいたときには大人にも知らせ助けを求めることが、早期解決につながり、心の健康を保つために大事な行動であることを伝えていく必要があります。

1 「SOSの出し方に関する教育」とは

子どもたちが命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきか、具体的かつ実践的な方法を教えるための取組です。具体的には次の内容になります。

- (1)子どもたちが悩みに対処する方法を考え、困った時に相談できるようになる取組
- (2)子どもたちが友人の気がかりな変化や状況に気付いた時、それを本人に代わって大人に伝えるなどの適切な行動が取れるようになる取組

このような取組を、学級活動や道徳、児童会・生徒会活動等において実践し、主体的な思いをもっていじめに向かい合い、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。

また、(1)(2)の取組を行うために、子どもたちが負担なく、表現しやすい方法でSOSを出せるようなシステムを整備する必要があります。

2 教育相談体制の充実

学校内外の相談体制が機能し、SOSが出しやすい環境になるような工夫をします。

(1)学校内

- ①いじめや生活についてのアンケート（目的に応じて記名式・無記名式を活用）
- ②学校で行われる教育相談活動
- ③SC等による専門的な相談活動等

(2)学校外

- ①相談窓口への相談
 - ・教育相談電話（いじめ・不登校総合対策センター 月～金 8:30～17:15）
 - ・メール相談（いじめ・不登校総合対策センター）soudan@g.torikyo.ed.jp
 - ・24時間子供SOSダイヤル・いじめ110番（いじめ・不登校総合対策センター）
- ②SNSを活用したいじめの通報システム（学校への通報システム）

【10】日頃から学校が保護者に対して行うべきこと

いじめ問題への対応・支援は、保護者の理解・協力が欠かせません。日頃から、学校のいじめの対応方針を理解してもらい、意見を聞きながら、子どもと一緒に見守り、指導・支援していくことが大事です。

◆学校いじめ基本方針の周知と連携体制づくり◆

- 学校のホームページへの掲載
(保護者や地域住民が学校のいじめ方針を確認できること)
- PTA総会等におけるいじめ対応方針の説明



◆PTAの各種会議や保護者研修会での取組◆

- 保護者の理解・意識啓発への取組
- 学年懇談会等での情報提供及び意見交換

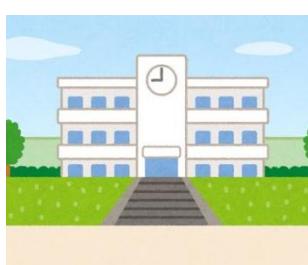


◆いじめ問題の取組についての協力の呼びかけ◆

- 学校・学年だより等による広報活動
- いじめの認知が0であった学校における「いじめ0の公表」



いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、信頼関係の構築につながります。



本年度の本校のいじめは0でした。

うちの子のいじめは？

私が受けたあのいじめは？



保護者



児童・生徒

【11】教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

Ⅰ 事例から学ぶいじめ対応

《事例9》 関係機関との連携・調整が解決につながった事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

中学3年男子Aが、同学年の男子B、C、Dから暴力を伴ったいじめを繰り返し受けたと、Aの保護者の友人から、教育委員会が連絡を受けた。

担任がAから聞き取りをしたところ、中学2年の後半から、休み時間や放課後の部活動、休日等に言葉によるからかい、暴力を受けていたことが判明した。

Aは、対人関係の悩み、親子関係の悩みを長く抱えており、友人関係を維持したいという気持ちが強く、自分から担任をはじめ学校の教員に訴えることができなかったようである。その後、自分の悩みを保護者に初めて話すことができたが、一方家庭で不安定な状況が続き、自分の頭や顔面を自分で叩く・殴るなどの自傷行為が続いている。

事例の対応

○Aの自傷行為の情報から、学校はSSWとともに、本人、保護者と面談。SSWは医療連携の必要性を助言し、学校はSSWの調整のもと児童相談所への相談を保護者に提案した。

○児童相談所から医療機関の受診を勧められたAの保護者が、Aに付き添い、Aが通院を開始、学校は医療連携の承諾をAの保護者から得た。

○医師の助言をもとに、学校はAに対する支援体制を構築した。

○医師、児童相談所の助言から、Aの保護者の養育への支援の必要性及び支援内容が明確になったため、学校は、要保護児童対策地域協議会に参加し、児童相談所や役所の家庭支援課との連携を確認し、地域による当該家庭の見守り体制、卒業後も視野に入れた関係機関での情報共有を実施した。

事例から学ぶ

①関係機関との連携の重要性

医療機関や役所との連携により、Aの特性に応じた適切な支援方針を確立するとともに、家庭環境の課題を把握し、具体的な支援ができた。

②SSWの有効活用

いじめの実態を把握するにあたり、Aの心情に寄り添いつつ、問題の解決に向けてSSWを有効に活用して対処したケースである。とりわけ、家庭における課題も踏まえながら、いじめ行為に対する指導を行い、医療機関や関係機関との連携によりAの支援方針を確立できたことは、SSWが関与した効果であると考えられる。

2 各関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事例に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためにには、管理職や生徒指導担当・教育相談コーディネーター、またSSWが中心となって関係機関等とつながり、日頃から情報交換をしておくなど、「顔の見える連携」を大切にします。

(1) 教育委員会との連携について

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込みず、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。

解決が困難な事例については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決をめざすことが必要です。

(2) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪として認められる事案に関しては、早期にスクールサポーターや所轄の警察署、少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要です。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要があります。

(3) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめを行った児童生徒のおかれた背景に、家庭の要因等が考えられる場合には、福祉的な視点からSSWと協力し、児童相談所や福祉事務所、民生・児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。



(4) 出席停止措置(小・中・義務教育学校)について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要があります。(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から行われるものです。

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるとき、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定したもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(5) 就学校の指定の変更や区域外就学(小・中・義務教育学校)について

市町村教育委員会において、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめを受けた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から、市町村の他の学校や他の市町村の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町村教育委員会と十分に協議し、対応する必要があります。

(6) 関係機関の概要と役割について

少年サポートセンター

県内に2箇所設置されている警察組織です。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援等の活動を行っています。

児童相談所

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長のため、子どもと家庭の様々な問題についての相談援助活動を行っています。
(中央児童相談所、倉吉児童相談所、米子児童相談所)

民生・児童委員

民生・児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

法務局

不当な差別、いじめ問題、インターネットでの誹謗中傷など、人権に関する相談（人権相談）を受けています。またプロバイダ等に対してインターネット上の書き込みの削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法、また削除依頼など、事案に応じた適切な助言を行っています。

警察・サイバーネット

犯罪行為として取り扱われるべき事案において、警察への相談・通報を行い、連携した対応を行います。学校においてインターネット上の書き込みの削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、削除依頼の方法などについて指導・助言を行います。

市町村教育委員会

小中学校等における全般的な援助、支援及び指導を行います。早期に報告することで、その対応や関係機関との連携について助言を受けることができます。また重大事態の判断、その後の調査・対応についての必要な指導及び支援を行います。

市町村福祉部局

家庭相談、虐待対応、緊急度に応じて、児童相談所と連携、子育て支援、また支援のためネットワーク構築（要保護児童対策地域協議会設置）など役割分担による支援を行います。



県教育委員会

県立学校における全般的な援助、支援及び指導を行います。また、いじめの相談窓口で、本人・保護者、教職員からのいじめ相談等を受けている。専門家やカウンセラーの緊急派遣、いじめ問題の研修会での指導助言等を行います。

【12】重大事態の対応についての理解

1 いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条より（「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」にも掲載）、次に掲げる場合には、重大事態として対処することとなっている。

○「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

（身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発病、自死を企図等）

○「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

（年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）

○「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申立てがある」

（調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない）

2 重大事態の判断・取扱いについて

○対応の開始

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始すること。

○重大事態の判断

- ・いじめを受けた児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・児童生徒や保護者からの申立てでない場合は、学校の設置者及び学校が判断する。（いじめ防止対策推進法第28条第1項関連）

○重大事態の調査の開始

「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。（学校又は学校設置者の下に設置）

3 重大事態における調査の主体

○学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断します。調査の主体は、学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行います。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合

4 重大事態の調査組織について

【調査組織について】

ア 学校が主体の場合・・・学校いじめ対策組織が基本となりますが、次のような場合もあります。

- ・学校いじめ対策組織に第三者を加える方法
- ・学校が第三者委員会を立ち上げる方法

イ 設置者が主体の場合・・・附属機関（条例設置が必要）として、次のような組織となります。

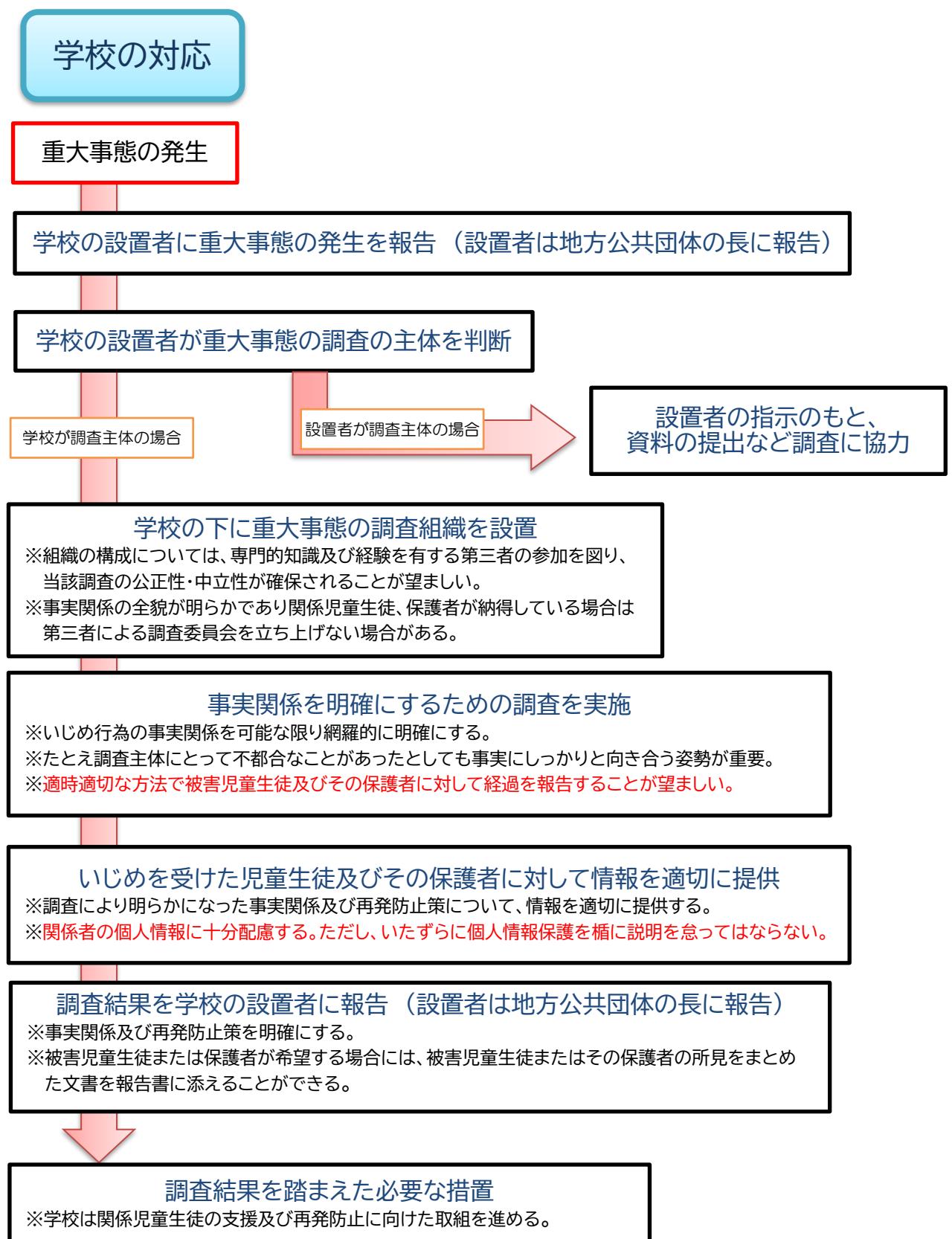
- ・いじめ防止対策推進法第14条3項に基づく組織（いじめのみ対応）
- ・個々の事案について調査できる組織（いじめ以外にも対応可能）

※いずれにしても、公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害者やその保護者等に進捗状況も含め、適切な情報提供をすることが重要です。

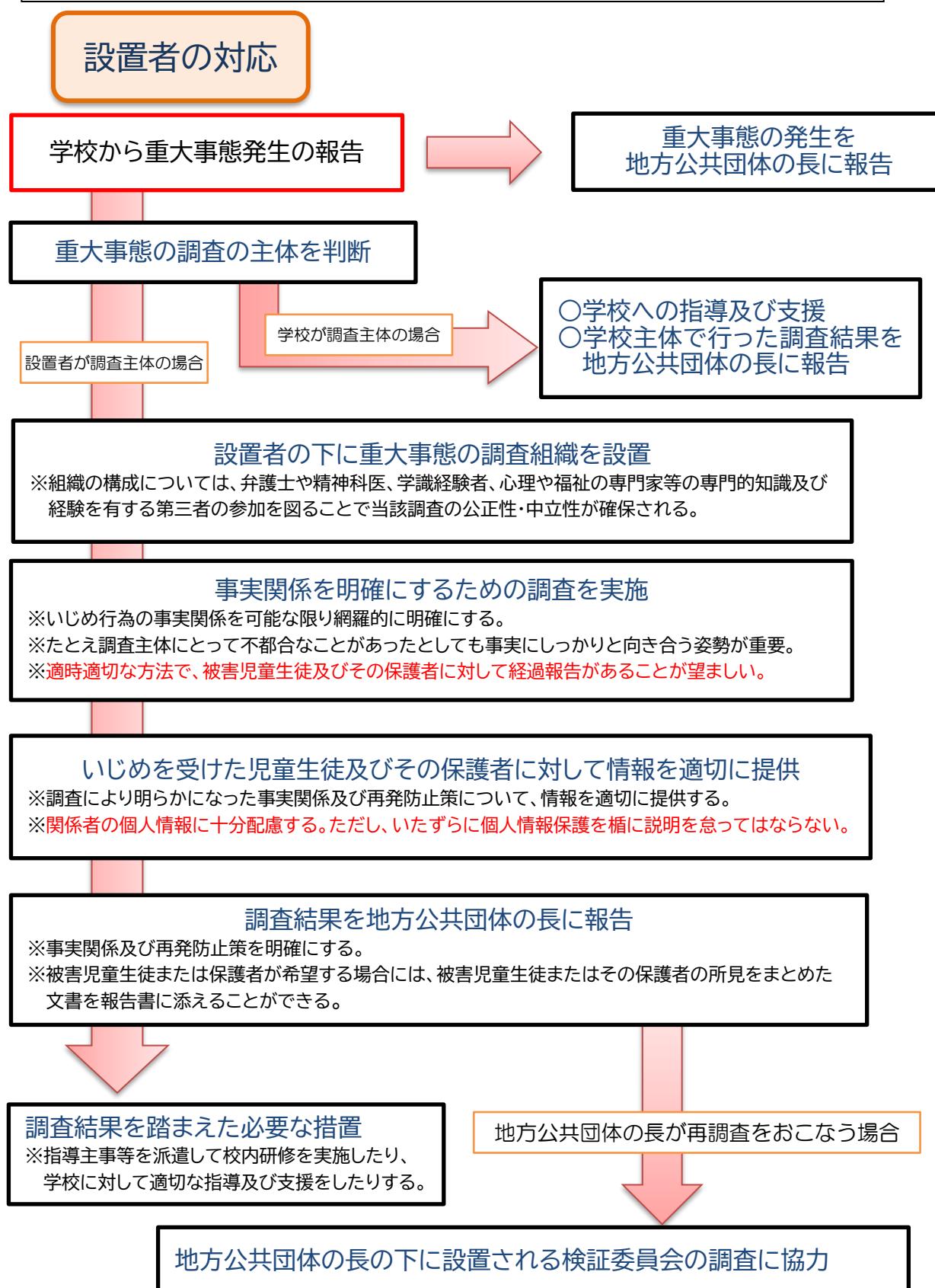
5 重大事態の公表について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）では、重大事態の調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校が、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとしています。

【重大事態対応フロー図（公立学校の場合）】



【重大事態対応フロー図（公立学校の場合）】



【13】いじめの可能性がある自死及び 自死が疑われる死亡事案発生時の対応

事案発生

1 数日以内の緊急対応

- ①学校は教育委員会へ報告
- ②教育委員会は学校へ指導・支援、
地方公共団体の長への発生報告

「基本調査(情報収集と整理)」の実施(必須)

- <調査主体> 教育委員会の指導・支援のもと、学校を想定
- <遺族との関わり・関係機関との協力等>
遺族の心情に配慮し、関係性を構築 関係機関との情報共有
- <指導記録等の確認>
日常の指導記録の蓄積 連絡帳・生活ノート・メモ・プリント類の集約・確認・保管
いじめアンケートの再確認 Q-U検査等の再確認
- <全教職員及び関係児童生徒からの聴き取り> 原則3日以内に

※学校及び教育委員会は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。
最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。

- ①学校は教育委員会へ基本調査の報告
- ②今後の調査について遺族の意向の確認
- ③ストレスを感じている教職員や児童生徒へカウンセリング等の心のケア

2 調査組織の設置

※「附属機関」に相当し、原則教育委員会が調査主体

- ◆外部専門家が参画した調査組織(第三者調査委員会)◆
- ・調査組織の構成については、職能団体(弁護士会・臨床心理士会・医師会・社会福祉士会)や学会(学識経験者)等からの推薦により公正・中立を確保するように努める。

※教育委員会または当該校は、遺族に対して調査組織による調査実施やその委員についても情報提供を行い、説明する。

3 調査組織による「詳細調査」の実施

※教育委員会及び当該校は全面的な調査協力

※教育委員会または当該校は、調査にあたって遺族への丁寧な対応をする。
(調査目的・主体・方法・期間等の説明、進捗状況、報告書への意見添付の可否等)

4 調査報告

※調査期間は概ね半年から1年間を想定

- ①調査組織 → ②教育委員会 → ③遺族への情報提供・説明(希望により意見書添付)
→④地方公共団体の長への調査報告 → ⑤公表(遺族の思いを配慮する)

※公表は特段の支障がない限り行う
※教育委員会は自死予防・再発防止に向けた取組等の検討
※当該校は調査資料等を保存、実態調査票の提出

地方公共団体の長の判断により「再調査」の実施

※調査主体は市町村又は知事部局

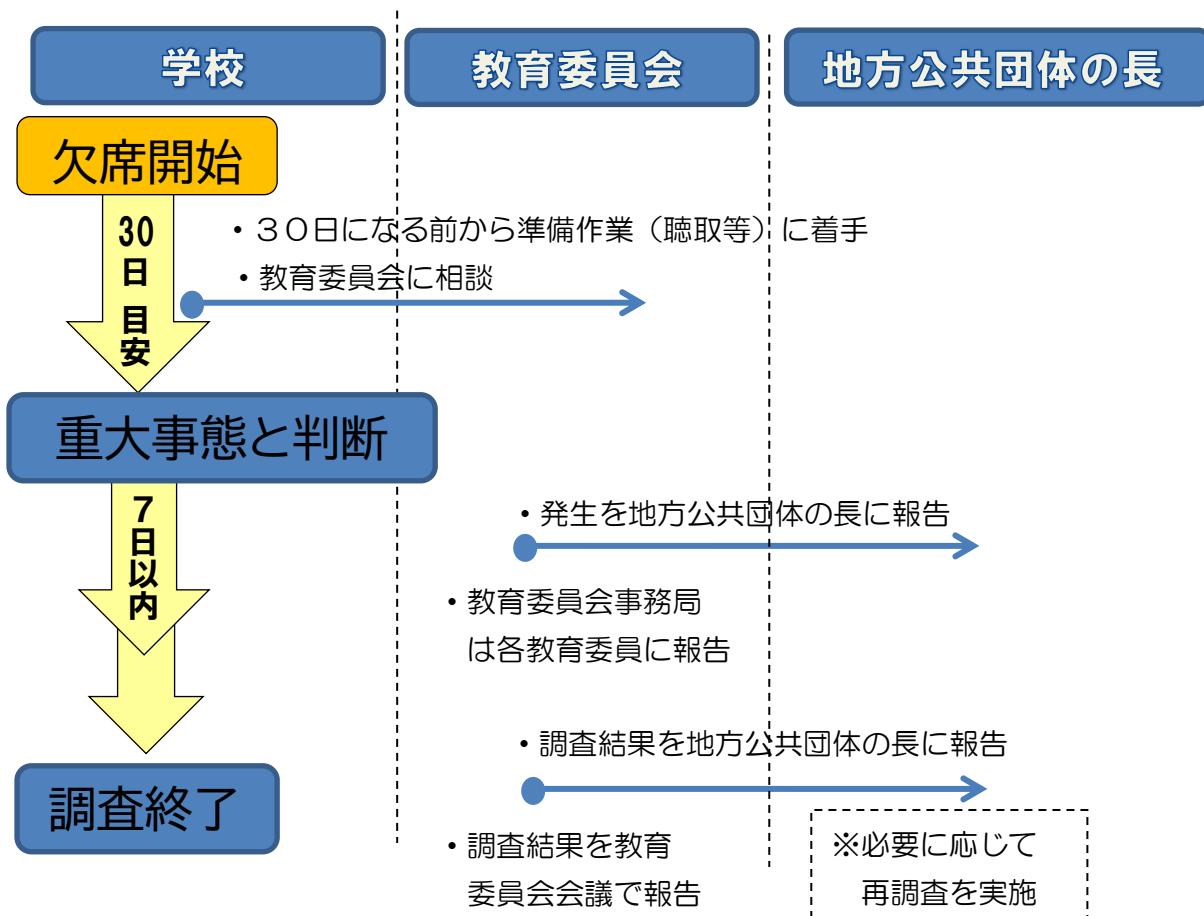
【14】いじめを原因とする 不登校重大事態に係る調査の指針(概要)

調査は、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、当該児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことを目的とします。

そのため、具体的には重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- いつ頃から ○誰から行われ ○どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能なかぎり網羅的に明確にするための調査を行うことになります。



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- アセスメントシートを活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめを行った児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

（不登校重大事態に係る調査の指針より）

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

① いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい) 	
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	

② 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

③ 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨 を予め説明すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	

④ 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容 を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3	報道機関等の外部に公表 する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

出典:いじめの重大事態対応チェックリスト(令和5年7月文部科学省通知)

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト (私立・公立大学附属・株立学校) [参考例]

1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から学校法人への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2	学校から当該学校を所轄する都道府県知事への報告 ※2号重大事態は、7日以内に行なうことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、都道府県私学主管課を通じて様式1の文部科学省への提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第31条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3	学校法人が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、学校法人は調査の実施および情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
4	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
5	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6	学校から当該学校を所轄する都道府県私学主管課を経由して文部科学省への調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	

2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、学校法人は必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6頁、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2	都道府県知事への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨 予め説明すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4	都道府県知事への調査結果の報告及び説明 ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
5	都道府県知事は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第31条第2項～第4項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
6	当該学校を所轄する都道府県私学主管課を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	

4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

出典:いじめの重大事態対応チェックリスト(令和5年7月文部科学省通知)

＜引用・参考文献等＞

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）



- 鳥取県「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」(H29.7)



- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)



- 文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」(H28.3)



- 文部科学省「いじめ対策に係る事例集」(H30.9)
- 兵庫県「いじめ対応マニュアル」(H29.8)
- 北海道幌延町教育委員会「いじめ対応マニュアル」(H21.2)
- 杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」(H29.8)
- 奈良県教育委員会「事例から学ぶいじめ対応策」(H21.3)
- 宮城県教育委員会「いじめ対応の手引」(H29.3)
- 総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告
を踏まえた対応について」(通知)
- 文部科学省「いじめの重大事態対応チェックリスト」(通知)

